

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公 印 省 略)

薬品部長の公募について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、当所薬品部長を募集することになりました。つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に周知くださるようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

薬品部長（厚生労働技官・研究職）

2. 業務内容

当所薬品部においては、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、化学合成医薬品原薬及び製剤を中心とした医薬品、医薬部外品、並びに医薬品添加物を主な研究対象としている。具体的には、高機能性製剤を含む医薬品等の生物薬剤学的あるいは物理薬剤学的評価、規格基準、品質管理等に関する基礎的あるいは応用的研究を行うとともに、品質に関する試験及び検査を実施している。

今回公募する薬品部長は、これらの研究業務を指導・遂行し、部を統括するとともに、厚生労働省との連携のもとで、上記に関連する各種の行政関連委員会活動、必要な国際活動などを行う。

3. 応募資格

- (1) 薬学又は関連する生命科学領域の博士号を有する者
- (2) 医薬品等の品質確保に関する試験・検査並びにこれらに必要な研究を統括するに必要な知識、経験、及び研究業績を有する者
- (3) 医薬品等の分析化学に関する十分な研究経験と業績を有する者
- (4) 薬事部門の連携を図り、研究部員を組織・統括し、試験・研究を指導・掌握する管理能力と協調性を有する者
- (5) 国立試験研究機関における試験・研究の意義と役割に対する責務を認識し、当該分野における各種関連委員会に参画し、厚生労働行政への対応および国際的動向への対応を行う意欲と能力を有する者
- (6) 外国人と専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有する者

※ 下記【備考】(1)～(3)に記載の国家公務員法第38条に規定する要件等に該当する者は応募できません。

4. 提出書類

- (1) 履歴書（様式は、<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>にあるもの、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはこれらに準じる様式のものに高等学校卒業以降の学歴、職歴、教育歴、所属学会、公的委員会、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6か月以内撮影）を添付すること。）
 - (2) 現在までの主要研究概要（A4用紙4頁、カラー可）
 - (3) 研究業績目録（原著論文、総説・解説、知的財産、単行本、国際学会発表、招待講演、受賞歴等）および主要論文別刷（5報以内、総説可）
 - (4) 将来への抱負（陳述書）（A4用紙2頁）
 - (5) 学位記（写し）あるいは学位を証明するもの
 - (6) 現在までの競争的研究費の獲得状況
 - (7) 推薦状（複数可）
 - (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
 - (9) 障害をお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類
- ※ 各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにすること（ステープラは使用しない）。
※ (2)～(4)、(6)～(9)は様式自由。
※ 応募書類は返却しません。

5. 応募締切日

令和7年6月9日（月）13時（必着・締切厳守）

6. 選考採用試験

- (1) 書類審査 令和7年6月中旬（予定）
※ 応募時に提出いただいた履歴書等（「4. 提出書類」参照）により選考いたします。
- (2) 面接試験 令和7年6月下旬から7月中旬（予定）
※ 面接には、20分程度のプレゼンテーションを含む。また、複数回行う可能性があります。
※ 面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所。

7. 採用予定年月日

令和7年9月1日（予定）（事情により応相談）

8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定します。
- (2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）です。
- (3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されています。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

- ※ 応募書類の封筒には「薬品部長応募書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課 人事係 友部克也

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail：katsuya-tomobe@nihs.go.jp

【備考】

- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）